平成２９年（フ）第５０３号
兵庫県加古川市別府町新野辺471番地メゾンビーチ203号、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府891番地　川辺ビル203号
債務者　中村　大作
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９０３号
広島市安佐北区口田南８丁目10番15―103号
債務者　西　　千草（旧姓永妻）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２７号
広島県東広島市西条東北町２番５号ライブ30102号
債務者　中田　　正
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３８号
広島市東区戸坂山根１丁目３番１―210号
債務者　三戸　康範
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５５号
広島市安佐北区可部東６丁目２番29号
債務者　髙木　展子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３４号
徳島県徳島市丈六町丈領155番地の１
債務者　伊藤美砂子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２９号
佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里2337番地36
債務者　江原　宇子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第９４号
宮崎県都城市高城町桜木1602番地２
債務者　榎田　裕司
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第９６号
宮崎県都城市蓑原町2373番地８
債務者　新森　憲二
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第４２２号
鹿児島県鹿児島市真砂本町15番５号　グリーンハイツ富山501号
債務者　福田　直人
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
北海道小樽市富岡２丁目３番２号　エステートライフ富岡301、前住所北海道小樽市富岡２丁目２番20号
債務者　渡部美智代
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１３６号
北海道小樽市桜３丁目18番131号　桜東住宅、前住所北海道小樽市桜３丁目６番135号　桜Ａ住宅５号棟
債務者　鈴木　　仁
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第９９４号
京都市左京区一乗寺東杉ノ宮町19番地１　高野ライヴコープ102、前住所京都市左京区八瀬秋元町851番地
債務者　大幸産業こと　関口　幸士（旧姓二股・西山）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６４号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字扇畑53番地の１
債務者　野田　知子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２７号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地17―302号、前住所京都府相楽郡精華町桜が丘２丁目５番地10
債務者　石川　　泉
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４３号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11―７棟207号
債務者　髙橋　　彰
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６８号
京都府宇治市小倉町南浦８番地の23
債務者　辻元　幸吉
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係